

サウジアラビア『会社法』

日本企業の対サウジビジネスに関連する主な条文

調査時点 2010年2月10日

大項目	小項目	会社形態	内容の要約	日本企業への影響、留意点
[1] 会社の設立	1. 手続の概要	株式会社	<p>株式会社の設立手続の概要は以下のとおりである。</p> <p>a 商工業省 (Ministry of Commerce and Industry ; MoCI) に対して会社設立の申請 (第 52 条)。</p> <p>b 資本金全額の認可銀行への預託と当該銀行からの資本金預託証書の受領 (第 58 条第 2 項、第 63 条)。</p> <p>c 設立集会 (第 62 条)。</p> <p>d 商工業大臣による設立宣言の決定の申請 (第 63 条)。</p> <p>e 商工業大臣による設立宣言の決定 (第 64 条)。</p> <p>f 商工業大臣による設立宣言の決定と定款の官報への公告 (第 65 条)。</p> <p>g 商業登記の申請 (第 65 条)。</p>	<p>なお、左記の手続のほか、優先的特権を有する会社、公的設備を運営する会社、国家の支援を受けた会社、社会保障および退職年金基金にかかわる銀行業務のための公共法人を除く国家またはその他の公共法人が参加している会社、ならびに銀行業務を行う会社の設立には勅令による認可が必要となる (第 52 条¹)。</p> <p>株式会社設立手続の詳細は、日本貿易振興機構 (ジェトロ) のウェブサイト『サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要 (外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む)』参照。</p>
		有限責任会社	<p>有限責任会社は、すべての出資者が署名を行った定款に従い設立される。定款には、商工業大臣が発行した</p>	<p>有限責任会社設立手続の詳細は、ジェトロのウェブサイト『サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の</p>

¹ 会社法第 52 条第 1 項の規定は、ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日 (西暦 1992 年 2 月 4 日) 付勅令第 22 号により変更されている。

		決定に定められる事項を記載しなければならない。 (第 161 条) 有限責任会社の設立手続の概要は以下のとおりである。 a 資本金全額の認可銀行への預託と当該銀行からの資本金預託証書の受領 (第 162 条)。 b 定款の要旨の官報への公告 (第 164 条)。 c 商業登記の申請 (第 164 条)。	概要 (外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む) 』参照。
2. 商号	株式会社	株式会社の商号には、原則として、自然人の名称を含んではならない (第 50 条)。	ただし、会社の事業目的が、個人名で登録された特許等の使用である場合その他一定の場合には、商号に自然人の名称を含むことができる (第 50 条)。
	有限責任会社	有限責任会社の商号には、出資者の氏名と事業目的を含むことができる (第 160 条)。	
3. 定款	株式会社	定款と付属定款が必要 (第 52 条)。	
	有限責任会社	定款が必要 (第 161 条)。	商工業省は、有限責任会社についてアラビア語による標準的定款フォーム (Form 1.6) を作成しており、その使用を推奨している (ただし、商工業省のウェブサイトには最新の標準的定款フォームは公表されていない)。
4. 出資に関する	株式会社	現物出資は可能 (第 60 条)。	

事項、現物出資の可否		発起人が引き受けない株式は、会社設立を認可する勅令の公告後または商工業大臣の決定後 30 日以内に、引受けの募集を行わなければならない（第 54 条）。	株式の募集に関する手続は第 54 条から第 60 条までに規定されている。なお、株式の募集を行う場合には、商工業大臣が指定する銀行を通じて行うものとし、発起人は当該銀行に付属定款の写しを提出するものとする（第 55 条第 1 項・第 2 項）。 引受けの募集についての目論見書への記載事項は、第 55 条第 4 項に規定されている。
	有限責任会社	現物出資は可能（第 161 条（5））。	
5. 発起人・設立手続を行う者	株式会社	株式会社の定款に発起人として署名した者、株式会社の設立認可を申請した者、設立に際し、現物出資の申込みを行った者または実際に設立に関与した者は、発起人とみなされる（第 53 条）。	
	有限責任会社	出資者が認可取得手続その他の設立手続を行う（第 161 条）。	
6. 出資者	株式会社	株式会社の株主数は 5 人以上でなくてはならない（第 48 条）。株主数の上限はない。	
	有限責任会社	有限責任会社は、2 人以上 50 人以下の出資者を有しなければならない（第 157 条）。	
7. 最低資本金	株式会社	株式を一般に募集している株式会社（公開株式会社）	ただし、株式会社に損失が発生した場合には、臨時総

			の資本金は、1,000万サウジ・リヤル（以下「SR」という）以上でなければならない。株式を一般に募集していない株式会社（非公開株式会社）の資本金は、200万SR以上でなければならない。（第49条）	会の決議により、資本金が第49条に規定する最低資本金を下回る結果となる減資を行うことができる（第142条）。業種等により、別途最低資本金が定められている場合がある（詳細は、ジェトロのウェブサイト『 外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について 』参照）。
		有限責任会社	有限責任会社の資本金は、定款において出資者が決定する（第158条第1項 ² ）。	業種等により、別途最低資本金が定められている場合がある（詳細は、ジェトロのウェブサイト『 外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について 』参照）。
[2] 法人格の有無		株式会社	設立により、株主とは別の、完全な法人格を有する法主体となる。	
		有限責任会社	株式会社の場合と同様。	
[3] 株主・出資者の権利・義務	1. 株主・出資者の有限責任	株式会社	株主の責任は出資額に限定される（第48条）。	
		有限責任会社	出資者はその資本金に対する出資額についてのみ責任を負う（第157条）。	ただし、損失が資本金の50%に達した場合には、マネージャーは会社の存続または解散を検討する総会のために出資者を招集しなけ

² 会社法第158条第1項の規定は、ヒジュラ暦1428年7月3日（西暦2007年7月18日）付勅令第M/60号により変更されている。

				ればならない（第 180 条 ³⁾ ）。
2. 残余 財産分配 請求権	株式会 社	清算に際し、第三者に対す るすべての義務の支払後、 残余財産は定款の規定に従 い株主間に分配される（第 222 条）。		なお、定款に残余財産の分 配に関する規定がない場合 には、残余財産は、株主の 持分比率に従って分配され る（第 222 条）。
	有限責 任会社	株式会社の場合と同様。		株式会社の場合と同様。
3. 議決 権	株式会 社	付属定款により、株主総会 における決議の方法を定め るものとする（第 93 条）。		ただし、複数議決権株式を 設けることはできない（第 103 条第 2 項）。 また、株式会社が保有する 自己株式は、株主総会にお ける議決権を有しないので 留意が必要である（第 105 条）。
	有限責 任会社	すべての出資者は、原則と して、保有持分に応じた議 決権を有する（第 171 条）。		ただし、定款により左記の 原則と異なる規定を設ける ことができる（第 171 条）。
4. 剰余 金分配に 関する事 項	株式会 社	株主は剰余金分配請求権を 有する。当該権利は、付属 定款で規定する条件・制限 に従う。（第 108 条） なお、剰余金分配は純利益 の範囲内で行うものとする （第 8 条）。 株主への配当は、通常総会 で、剰余金分配に関する決 議により行う（第 127 条第 2 項）。		左記の剰余金の額に関して は、法定準備金と任意準備 金を留保した後、純利益の 所定の割合を株主に分配す ることを、定款に定めるも のとする。ただし、当該割 合は資本金の 5%以上とす る。（第 127 条第 1 項） なお、優先株式に関して は、普通株式に関して分配 される純利益の分配に加え て、法定準備金を控除した 後、剰余金分配前に、純利

³⁾ 会社法第 180 条の規定は、ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号とヒジュラ暦 1428 年 7 月 3 日（西暦 2007 年 7 月 18 日）付勅令第 M/60 号により変更されている。

				益の存在する範囲内で株式の額面価値の5%以上の分配を受ける点に留意が必要である（第108条第2項a ⁴ ）。
		有限責任会社	有限責任会社の持分は、定款に別段の定めがある場合を除き、剰余金分配に関して同等の権利を有する（第171条）。 会社は毎年純利益から留保すべき準備金（純利益の10%以上）を控除するものとする。準備金の合計が資本金の半分に達する場合、この控除を停止することができる。（第176条）	この点、剰余金分配の具体的な手続としては、以下のようである。すなわち、会計年度終了前の4カ月以内に、マネージャーは純利益の分配に関する見解を作成する。マネージャーは、上記書類を作成した日から2カ月以内に、その写し1部を含む必要書類を、企業総管理局とすべての出資者に送付する。出資者総会を有しない会社の出資者は、上記書類について審議するため、出資者総会を招集するようマネージャーに要求することができる。（第175条）
[4] 株主・出資者による投下資本回収	株式・持分譲渡の方法・手続、譲渡制限の有無	株式会社	付属定款により、株式譲渡を制限することができる（第101条）。 額面株式の譲渡は、株主名簿への登録によってなされる。額面株式の譲渡は、株主名簿への登録日以降でない限り、会社と第三者に対して対抗できない。譲渡当事者間ではその交付から株式譲渡の効力が生ずる。	ただし、付属定款によっても株式譲渡を禁止することはできない点に留意が必要である（第101条）。 その他、発起人が引き受けた現金株式、現物株式および設立時発行株式は、会社設立の日から2会計年度の貸借対照表と損益計算書が公告されるまでは譲渡することはできない。ただし、

⁴ 会社法第108条第2項の規定は、ヒジユラ暦1412年7月30日（西暦1992年2月4日）付勅令第22号により新設されている。

			(第 102 条)	発起人の間における譲渡その他一定の場合には当該現金株式を譲渡することが許容される。(第 100 条)
		有限責任会社	出資者は、定款の規定に従って、持分を他の出資者または第三者に譲渡することができる(第 165 条)。 出資者が第三者に有限責任会社の持分を譲渡しようとする場合、会社のマネージャーを通じて他の出資者に対し譲渡条件を通知しなければならない。この場合、他の出資者は、持分を時価で買い取ることを申し出ることができる(第 165 条)。	この点、持分の譲渡が会社または第三者に対して有効となるためには、譲渡の原因が会社の作成した登録簿に記載される必要がある点に留意が必要である(第 166 条)。 これに対し、左記の通知の日から 30 日が経過しても左記の買取りの申出がない場合、当該持分の保有者は持分を第三者に譲渡することができる(第 165 条)。
[5] 株式・持分を表章する証書の発行		株式会社	株券が発行される(第 99 条)。	
		有限責任会社	持分を表章する券面が発行されることはない(第 166 条)。	
[6] 会社の機関	1. 所有と経営の分離	株式会社	株式会社は定款で定める数(3 人以上)の取締役で構成される取締役会によって運営される(第 66 条第 1 項)。	なお、取締役は 1 万 SR 以上の価値を有する株式会社の株式を、商工業大臣が指定した銀行に預託する方法により保有する必要がある点に留意が必要である。当該株式は、その保有者である取締役が負担することのある責任を担保するために用いられる。(第 68 条)
		有限責任会社	会社は、出資者または第三	

		任会社	者の中から選任された1人以上のマネージャーによって経営される（第167条第1項）。マネージャーが複数の場合には、定款に、マネージャー会の設置を定めることができる（第167条第2項）。	
2. 必置機関と任意機関	株式会社	a 必置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会 （第66条から第82条まで） ・ 取締役 （第66条から第82条まで） ・ 議長 （第79条⁵） ・ 代表取締役 （第79条） ・ 書記 （第79条） ・ 通常総会 ・ 臨時総会 （第83条から第97条まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役 （第129条から第133条まで） 	<p>なお、取締役会は定款で定める数（3人以上）の取締役で構成される（第66条第1項）。</p> <p>定款において、株主総会に出席する資格のある株主を規定する。ただし、定款に別段の定めがある場合であっても、保有割合にかかわらず20株以上を保有する株主は、総会に出席できるものとする。（第83条第1項）</p> <p>なお、監査役の任命は、通常総会が、サウジ内で業務を行う資格を与えられた会</p>

⁵ 会社法第79条の規定は、ヒジュラ暦1418年9月16日（西暦1998年1月14日）付勅令第29号により変更されている。以下、会社法第79条について同じ。

			b 任意機関 特になし。	計検査人の中から任命する方法により行う必要がある点に留意が必要である（第130条）。
	有限責任会社		a 必置機関 ・ マネージャー（第167条） ・ 出資者総会（第174条） ・ 監査役（第169条） ・ 管理委員会（第170条） b 任意機関 ・ マネージャー会（第167条）	この点、管理委員会はすべての有限責任会社において設置される必要があるものではなく、出資者の数が20人を超える場合は、定款において3人以上の出資者からなる管理委員会の任命につき規定しなければならないものとされる（第170条）。 なお、定款で複数のマネージャーからなるマネージャー会の構成を定めることができる（第167条第2項）。
3. 取締役、監査役その他役員 の要件、選任、任期、解任	株式会社	a 取締役 ・ 要件 取締役は1万SR以上の価値を有する会社の株式を保有するものとする（第68条）。 ・ 選任機関 通常総会（第66条第2項）。		左記は、取締役につき株主以外の第三者から任命することを妨げるものではない。ただし、取締役に任命される者はその任命の時点で左記の株式を保有しなければならない。（第68条）

			<ul style="list-style-type: none"> • 任期 定款に定める期間。ただし、3年以下とする。 (第66条第2項) • 解任 定款に任期を終了させる方法を定めるものとする。ただし、通常総会は、定款の規定にかかわらず、随時、取締役の一部または全員を解任することができる。(第66条第5項) <p>b 代表取締役、議長、書記</p> <ul style="list-style-type: none"> • 要件 取締役であること。ただし、書記は取締役以外の第三者から選任することが可能。(第79条) • 選任機関 付属定款で指定されない限り、取締役会(第79条)。 • 任期 取締役である場合には、取締役としての任期を超えないものとする(第79条)。 • 解任 取締役会は、随時、代表取締役、議長または書記を解任することができる(第79条)。 <p>c 監査役</p> <ul style="list-style-type: none"> • 要件 	<p>ただし、当該解任に正当な理由がない場合、または不適切な時期に行われる場合は、解任される取締役による会社に対する損害賠償請求権を侵害するものではない(第66条第5項)。</p> <p>ただし、当該解任に正当な理由がない場合、または不適切な時期になされた場合、取締役の損害賠償請求権を侵害するものではない(第79条)。</p> <p>左記に加えて、会計監査人</p>
--	--	--	--	--

		<p>サウジ内で業務を行う権限を与えられた会計監査人（第 130 条第 1 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選任 通常総会で、サウジ内で業務を行う資格を与えられた会計検査人の中から、1 人以上の監査役を任命する（第 130 条第 1 項）。 ・ 任期 通常総会で決定する（第 130 条第 1 項）。 ・ 解任 通常総会は、随時、監査役を他の者に代えることができる（第 130 条第 1 項）。 	<p>はその任期中に、会社の設立に関与し、取締役となり、または技術的もしくは運営的業務を履行することはできない。また、監査役は株主、従業員、または発起人もしくは取締役の 4 親等内の血族であってはならない。（第 130 条第 2 項）</p> <p>ただし、解任が不適切な時期に行われた場合、または正当な理由なくして行われた場合、監査役は補償を求める権利を有する（第 130 条第 1 項）。</p>
	有限責任会社	<p>a マネージャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要件 特になし。 ・ 選任 出資者は、定款または別途の契約に従って、マネージャーを任命するものとする（第 167 条）。 ・ 任期 期限を定めることも、定めなくても可能（定款または別途の契約に従う）（第 167 条）。 ・ 解任 出資者により、定款または契約に従って、マネー 	<p>なお、会社は 1 人以上のマネージャーにより運営されるが、マネージャーは出資者である必要はない（第 167 条）。</p> <p>ただし、解任が不適切な時期に行われた場合、または正当な理由なくして行われ</p>

		<p>ジャーを解任することができる（第 168 条⁶）。</p> <p>b 監査役 株式会社の場合と同様（第 169 条）。</p>	<p>た場合、マネージャーは補償を求める権利を有する（第 168 条⁷）。</p>
4. 会社の機関の権限	株式会社	<p>a 取締役会 株主総会の権限に従い、取締役会は会社を運営するための最も広範囲の権限を与えられる（第 73 条）。</p> <p>b 代表取締役、議長および書記 代表取締役、議長および書記の権限は、付属定款が規定する。付属定款が当該規定を欠く場合、取締役会が権限分配を定める。（第 79 条）</p> <p>c 株主総会 通常総会は、臨時総会の決議事項を除き、会社にかかわるすべての事項について権限を有する（第 84 条第 1 項）。 臨時総会は、一定の事項を除き、定款の変更を行</p>	<p>ただし、取締役会は、期間が 3 年を超える貸付契約、会社の不動産を販売または抵当化し、あるいは会社の債務者の義務を免除することはできない。ただし、定款で認める場合はこの限りではない。（第 73 条）</p> <p>左記にいう一定の事項とは、以下の事項を指す。</p>

⁶ 会社法第 168 条の規定は、ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号により変更されている。

⁷ 会社法第 168 条の規定は、ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号により変更されている。

			<p>う権限を有する。また、通常総会の権限事項について、通常総会と同様の条件で決議することができる。（第 85 条）</p> <p>d 監査役 監査役は、随時、会社の帳簿、記録その他の書類を監査することができる（第 131 条）。 監査役は定時通常総会に報告書を提出し、意見を述べるものとする（第 132 条）。</p>	<p>a 本法または定款に基づき、会社の株主であることを理由として与えられた基本的な権利を株主から剥奪する変更。</p> <p>b 株主の財政的な負担を増やす変更。</p> <p>c 会社の目的の変更。</p> <p>d サウジ内に設立された会社の本店の外国への移転。</p> <p>e 会社の国籍の変更。（第 85 条）</p>
	有限責任会社		<p>a マネージャー マネージャーの権限は出資者の決議において決定される。</p> <p>b 監査役 株式会社における場合と同様（第 169 条）。</p> <p>c 管理者会 管理者会は会社の業務を監視し、マネージャーから提起された問題、事前許可を要する業務の処理について意見を表明する。 管理者会は、各会計年度末に、会社の業務遂行に対する同会の監視の結果報告を総会に提出する。（第 170 条、第 153 条）</p>	

			d マネージャー会 定款は、マネージャー会の構成を規定することができる。経営が数人のマネージャーに対し委任される場合、定款においてマネージャー会を運営する方法・決議の採択に必要な多数を規定するものとする。（第167条第2項）	会社は第164条の規定に従い公表される権限の範囲内でマネージャーにより実行される行為に拘束される点に留意が必要である（第167条第3項）。
5. 会社の機関の責任	株式会社	a 取締役 取締役は、会社業務の不適切な管理または本法もしくは定款の条文の順守違反から生じる損害に関して、会社、株主または第三者に対して連帯して責任を負う（第76条 ⁸ 第1項）。 会社は多数の株主の権利を害する不正行為を理由として取締役に対し責任追及訴訟を提起することができる。この責任追及訴訟を提起する決議は通常総会により行うものとし、当該通常総会は会社を代理して訴訟を遂行する者を指名するものとする。会社が破産宣告を受けた場合、管財人が、こ	なお、過失が取締役全員の決定による結果である場合は全取締役が責任を負うが、その決定が多数決で行われ、その反対が議事録に記録された場合はそれに反対した取締役は責任を負わない（第76条 ¹⁰ 第2項）。	

⁸ 会社法第76条の規定は、ヒジュラ暦1412年7月30日（西暦1992年2月4日）付勅令第22号により変更されている。

¹⁰ 会社法第76条の規定は、ヒジュラ暦1412年7月30日（西暦1992年2月4日）付勅令第22号により変更されている。

			<p>の訴訟を提起するか否かを決定するものとし、会社の解散に際し、清算人は通常総会の承認を受けた後訴訟の提起・遂行を行うものとする。（第77条⁹第1項）</p> <p>b 議長と代表取締役 会社の付属定款は、議長と代表取締役の義務と権限を規定するものとする（第79条）。</p> <p>c 監査役 監査役は、その職務の遂行中の過失について、会社、株主および第三者が被った損害を補償する責任を負う。複数の監査役の過失による場合は、連帯して責任を負うものとする。（第133条）</p>	
	有限責任会社	a	<p>マネージャー マネージャーは、本法または定款の条項の順守違反により、あるいはマネージャーの役割を果たす上での過失により、出資者、会社または第三者に与えた損害に関して、連帯して責任を負う（第168条¹¹）。</p>	

⁹ 会社法第77条の規定は、ヒジュラ暦1412年7月30日（西暦1992年2月4日）付勅令第22号により変更されている。

¹¹ 会社法第168条の規定は、ヒジュラ暦1412年7月30日（西暦1992年2月4日）付勅令第22号により変更されている。

			<p>b 監査役 株式会社における場合と同様（169条）。</p> <p>c 管理者会 管理者会の委員はマネージャーの活動に対して、またはその結果に対して責任を負わない。ただし、マネージャーの過失行為を委員が知らされており、かつ、当該事実を出資者総会に知らせるのを怠った場合はこの限りでない。（第170条、第153条）</p>	
6. 決議方法	株式会社	<p>a 株主総会 通常総会 定足数：会社の資本金の半分以上に相当する株式を保有する株主。 議決要件：出席した株主の株式数の過半数。 （第91条） 臨時総会 定足数：会社の資本金の半分以上に相当する株式を保有する株主。 議決要件：出席した株主の株式数の3分の2以上の多数。 （第92条）</p> <p>b 取締役会 定款に定足数を加重する別段の定めがある場合を除き、定足数は取締役3</p>	<p>ただし、定款で定足数・議決要件を加重することは可能（第91条、第92条）。</p> <p>ただし、増資・減資、存続期間の延長または合併に関する決議については、出席した株主の株式数の4分の3以上の多数（第92条）。</p> <p>なお、左記の括弧書に関連して、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役は</p>	

			人以上かつ半数以上、議決要件は出席取締役（代理人による出席を含む）の過半数（第 80 条）。	他の取締役を代理人として取締役会に出席することはできない（第 80 条）。
		有限責任会社	<p>a 出資者総会 決議要件：資本金の半分以上を代表する数の出資者の承認（第 172 条）。ただし、会社の国籍変更または出資者の財務責任の増大に関する決議要件は全出資者の承認。定款変更に関する決議要件は資本金の 4 分の 3 以上を代表する出資者の多数による承認。（第 173 条）</p> <p>b マネージャー会 定款で定める（第 167 条）。</p>	ただし、定款で決議要件を加重することは可能（第 172 条、第 173 条）。
	7. 機関の報酬	株式会社	<p>a 取締役 定款において、取締役への報酬の支払手続を規定する。報酬は、一定金額の報酬、会議参加に関する所定の手当、現物での特典または利益の一定割合とすることができ、これらの 2 つ以上を組み合わせた報酬とすることも認められる。（第 74 条第 1 項）</p> <p>b 議長・代表取締役・書記 付属定款において、取締役に付与される報酬に加えて、議長・代表取締役</p>	ただし、取締役の報酬が、会社の利益の一定の割合である場合には、会社の純利益から費用、法定準備金その他一定の金額を控除した金額の 10% を超えないものとする必要がある点に留意が必要である（第 74 条第 2 項）。

			<p>の特別報酬を規定することができる。附属定款に定めがない場合には、取締役会が、特別報酬の詳細を定めるものとする。書記の報酬は、附属定款に定めがない場合は、取締役会が定めるものとする。（第79条）</p> <p>c 会計監査人 定時総会が、会計監査人の報酬を決定する（第130条）。</p>	
		有限責任会社	<p>a マネージャー 有報酬または無報酬（第167条）。</p> <p>b 監査役 会社法上、監査役の報酬に関する規定はない。</p>	
[7] 社債の発行		株式会社	株式会社は、社債の発行により、現金を調達することができる（第116条）。	なお、典型的には、シャリーア法（ <i>Shari'ah</i> ）（イスラム法）の規定の範囲内で発行される有価証券であるスクーク（ <i>sukuk</i> ）が発行される。
		有限責任会社		有限責任会社は、社債を発行することができない。
[8] 上場の可否		株式会社		上場規則等に従って申請し、サウジアラビア資本市場庁（Capital Market Authority ; CMA）の承認を得れば、可能。
		有限責任会社	上場できない。	なお、有限責任会社の持分を上場したい場合には、有限責任会社を未上場の株式

				<p>会社に組織変更した上で、上場する方法がある（詳細は、ジェトロのウェブサイト『有限責任会社 (LLC) の上場の可否と対応方法 (サウジアラビア証券取引所における株式の上場の概要を含む) 』参照）。</p>
<p>[9] 組織再編 (合併)</p>	<p>1. 組織再編手続</p>	<p>株式会社</p>	<p>合併は、定款または付属定款の定めに従って総会の決議を採択することにより行うことができる（第 214 条第 2 項）。</p> <p>合併の方法は以下のとおりである。</p> <p>a 吸収合併 b 新設合併 (第 214 条第 1 項)</p>	<p>なお、合併の決議は、臨時総会その他の総会の種類にかかわらず、資本金の半分以上に相当する株式を保有する株主が出席した総会において、出席した株主の株式数の 4 分の 3 以上の多数で採択される。</p> <p>また、株式会社は、他の形式の会社と合併することができる（第 213 条）。</p> <p>上記の合併の決議は公告の日から 90 日後に有効となる（第 215 条）。</p> <p>なお、消滅会社は、他の会社との合併により解散する（第 15 条第 1 項 (6) ）。</p>
		<p>有限責任会社</p>	<p>株式会社の場合と同様。</p>	<p>株式会社の場合と同様。</p>
	<p>2. 債権者保護</p>	<p>株式会社</p>	<p>合併会社の債権者は、合併の決議の公告日から 90 日後まで、合併に反対する意見を書留郵便で会社に送付することができる。その場合、当該債権者がその反対を撤回するか、または商事仲裁委員会 (Commission for Commercial Companies Disputes Settlement) がこ</p>	<p>なお、左記の期限内に、反対の意思表示が行われなければ、合併は有効とみなされる（第 215 条）。</p>

			れと異なる裁定を下すまで、合併は保留される。 (第 215 条)	
		有限責任会社	株式会社の場合と同様。	株式会社の場合と同様。
[10] 解散・清算	1. 解散事由	株式会社	<p>会社は以下の事由により解散する (第 15 条第 1 項)。</p> <p>a 各会社で規定された存続期間の満了。</p> <p>b 会社の設立目的の達成または達成不能。</p> <p>c 全株式の 1 人の出資者への譲渡。</p> <p>d 会社の資産の全部または大部分の喪失により、実現可能な方法で残りの部分を投資することが不可能になった場合。</p> <p>e 会社の定款に別段の定めがある場合を除き、存続期間の満了前に会社を解散する旨の株主総会の決議または出資者の合意。</p> <p>f 他の会社への吸収合併。</p> <p>g 利害関係者による申請に基づき、商事仲裁委員会が会社の解散を決定した場合で、会社の解散を正当化する特別な理由が存在するとき。</p>	<p>なお、株主の数が 5 人を下回ったまま、1 年を経過した場合、利害関係のある者は誰でも会社の解散を申し立てることができる (第 147 条、第 48 条)。</p> <p>また、株式会社の損失が資本金の 4 分の 3 に達した場合には、取締役は、臨時総会を招集し、存続または解散を検討する。取締役が臨時総会の招集をせず、または株主総会で当該問題について結論を出すことが困難な場合には、利害関係のある者は、解散を求めることができる。(第 148 条)</p> <p>解散に関する臨時総会の決議は、資本金の半分以上に相当する株式を保有する株主が出席し、出席した株主の株式数の 4 分の 3 以上の多数で採択される (第 92 条第 1 項・第 2 項)。</p>
		有限責任会社	解散事由は株式会社に関する場合と同様。	なお、解散の決定は、資本金の 4 分の 3 以上を有する出資者の多数で採択されな

			<p>なければならない点に留意が必要である（第 180 条¹²、第 173 条）。</p> <p>また、損失が資本金の 50% に達した場合には、マネージャーは、会社の存続または解散を検討する総会のために出資者を招集しなければならない。マネージャーが出資者の招集をせず、または総会で当該問題について結論を出すことが困難な場合には、利害関係のある者は、解散を求めることができる。（第 180 条¹³第 1 項・第 2 項）</p> <p>会社の定款に別段の定めがある場合を除き、有限責任会社は出資者のいずれかが払戻しを受け、禁治産となり、破産を宣告され、または債務超過となっても解散しない（第 178 条）。</p>
2. 清算 手続	株式会 社	<p>清算は、株主または第三者から選任された 1 人以上の清算人によって執行される。清算人の任命、交替、ならびにその権限および報酬の決定は、株主総会が行う。商事仲裁委員会が会社の解散または無効を決定した場合は、同委員会は次に</p>	<p>左記の清算人は、総会で、株主または第三者の中から 1 人以上選任される（第 218 条）。</p> <p>また、清算人がその権限の範囲を逸脱した結果として、またはその任務の遂行中の過失により、会社、株主および第三者が被った損</p>

¹² 会社法第 180 条の規定は、ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号とヒジュラ暦 1428 年 7 月 3 日（西暦 2007 年 7 月 18 日）付勅令第 M/60 号により変更されている。

¹³ 会社法第 180 条の規定は、ヒジュラ暦 1412 年 7 月 30 日（西暦 1992 年 2 月 4 日）付勅令第 22 号とヒジュラ暦 1428 年 7 月 3 日（西暦 2007 年 7 月 18 日）付勅令第 M/60 号により変更されている。

			<p>清算人の任命ならびにその権限および報酬の決定を行う。(第218条第1項・第2項)</p> <p>清算人は会社の満期に達した債務を支払い、満期前の債務または争いのある債務の支払に要する金額を留保する(第222条第1項)。</p> <p>清算によって生じる債務は、他の債務に対して優先権を有する(第222条第2項)。</p>	<p>害に関して、清算人は、連帯して損害賠償責任を負う(第219条)。</p>
	有限責任会社	株式会社の場合と同様。	株式会社の場合と同様。	
3. 残余財産の分配	株式会社	<p>清算人は、債務が清算された後、株主に対して、株主が資本金中に持つ持分の金額を払い戻し、また、剰余金を株主に分配する(第222条)。</p>	<p>なお、会社の純資産が株主の持分の払戻しを行うに足りない場合には、株主間の合意に従い損失を割り当てる(第222条)。</p> <p>また、株主は自らの持分を超えて責任を負うことはない(第48条)。</p>	
	有限責任会社	株式会社の場合と同様。	<p>なお、会社の純資産が出資者の持分の払戻しを行うに足りない場合には、出資者間の合意に従い損失を割り当てる(第222条)。</p> <p>また、出資者は、その資本金に対する持分の範囲内で会社の債務を負う(第157条)。</p>	
[11] 外国会社の規制	外国会社の支店	株式会社	<p>外国会社は、商工業省の認可がなければ、支店を設置することはできない(第228条第1項・第2項)。</p>	
		有限責任会社	株式会社の場合と同様。	<p>なお、有限責任会社の支店</p>

		任会社		は、親会社と同じ活動にのみ従事することができる点に留意が必要である。
--	--	-----	--	------------------------------------

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。